

# 研究棟 屋上防水シート修繕仕様書

## 1 業務概要

この仕様書は、次の業務（以下「業務」という。）の施工について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 業務の名称 研究棟 屋上防水シート修繕
- (2) 業務の場所 岩手県北上市成田地内
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和6年1月31日

## 2 業務内容

- (1) 仮設工事 一式
- (2) 既存防水シート洗浄、清掃 一式 (386 m<sup>2</sup>)
- (3) 既存防水シート撤去、搬出 一式
- (4) 既存の笠木及び水切撤去・復旧 一式 (91.5m)
- (5) 新規部分防水シート設置 (386 m<sup>2</sup>)
- (6) 産業廃棄物処理費 一式
- (7) 荷揚げ用クレーン 2台
- (8) 交通運搬費 一式
- (9) 諸経費 一式

## 3 施工条件等

- (1) 受注者は建設業法に基づき、本業務における現場代理人及び主任技術者を定め、発注者に提出するものとする。
- (2) 施工及び資材搬入にあたっては、事前に監督員と協議のうえ、安全対策に十分配慮すること。
- (3) 施工に際しては、細心の注意を払うものとし、万一、施設等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状に復すること。
- (4) 業務に係る電気、水道は無償支給とし、必要に応じて駐車場、トイレの利用も可とする。

## 4 提出書類

- (1) 施工計画書  
修繕概要、工程表、現場組織表、安全管理、廃棄物の処理方法、その他必要な手順について記載し提出すること。
- (2) 工程毎の現場写真を任意様式にて、1部作成のこと。
- (3) その他必要な書類については、監督員と打ち合わせのうえ決定するものとする。

## 5 廃棄物の処理

- (1) 業務施工により生じた廃棄物の取扱いについては、すべて監督員の指示に従い処理すること。
- (2) 当該廃棄物が産業廃棄物に該当する場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適切に処理すること。また、処理完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

## 6 その他

- (1) 現場状況により、本仕様書を変更することがある。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議するものとする。